

県立図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策マニュアル

令和2年5月31日策定

令和2年6月20日改定

令和2年8月31日改定

令和2年10月6日改定

1 総論

- 飲食時以外ではマスクを必ず着用（フェイスシールド等同等の感染防止対策も可）すること、飲食時などには咳エチケット（咳をするときには腕で口を覆う等）に配慮すること及びこまめな手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、最低1mを目安として対人距離を確保する。
- 四方を空けた席配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の消毒を徹底し、換気を実施する。
- 入場人数を当面の間120人に制限し、来館者が密にならないよう対応する。
- 開館時間を当面火曜日から金曜日は9時30分から19時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は9時30分から17時までとする。（休館日を除く）
- 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えるようあらかじめ周知する。
- 団体での利用については、感染拡大防止対策に万全を期し、順次、再開する。
- イベントや講座については、感染拡大防止対策に万全を期して実施する。
- 事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、県立図書館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、県教育委員会等と協議して、必要な対応を図る。
- 図書・資料のアルコール清拭等の消毒は不可能である旨の注意掲示をするとともに、アルコール消毒に代わる感染防止措置を講じる。同時に、利用者にも図書・資料のアルコール等による消毒を行わないように案内する。

2 来館者の安全確保のために実施すること

○ 入館時

- ・ 入退館できる入口を新館1階に限定する。
- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館しないよう呼びかける。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などは入館を控えていただくよう掲示する。

- ・ マスクを必ず着用すること、咳エチケット、こまめな手指消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない来館者に対しては、入口で簡易マスクを各自作成のうえ着用してもらう。
- ・ 入口に使い捨て手袋を置き、希望者やアルコールにアレルギー等がある来館者に利用してもらう。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き式とする。

○ 閲覧・観覧時

- ・ 常に人との接触を避け、最低1mを目安として対人距離を確保するよう呼びかける。
- ・ マスクを着用していない来館者には、着用をお願いする。
- ・ 端末機にラップ等を置き、利用ごとにキーボードにかけ、利用後に廃棄する。
- ・ 閲覧室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 閲覧室での会話の自粛をお願いする。
- ・ 書架から取り出し机等で閲覧した資料は直接書架に戻さず、返却台に置くよう注意喚起を行う。
- ・ 貸出作業時に出力されるレシートや返却案内シート等を廃棄する際の取扱いについて、館内掲示等で注意喚起を行う。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

3 施設管理

○ 館内

- ・ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 原則として、窓は開放し、雨天や空調稼働期間中にあっても定期的に換気を行う。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、定期的に消毒する。特に高頻度接触部位を特定のうえ注意する。
高頻度接触部位： テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マウス、キーボード、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、手荷物用コインロッカー（鍵を含む。）、コピー機、新聞閲覧台、新聞ばさみ 等
- ・ 席配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- ・ 椅子の一部は撤去し着席できないようにする。

○ 受付等

- ・ 受付やブラウジング等の際には、最低1mを目安として間隔を確保するよう、床面に表示等を行う。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- ・ 現金授受の際は、直接手渡ししない。

○ 来館者の休憩スペース

- ・ 飲食スペースの椅子は最低1mを目安として間隔を確保するよう配置する。

- ・ 飲食スペースの椅子及び自動販売機のボタンを定期的に清拭消毒する。
- ・ 飲食の際には、咳エチケットに配慮するように要請する。

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。

4 従事者の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクを必ず着用するよう徹底する。

○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 図書等を受け渡しする職員はマスクと手袋を着用する。

○ 閉館時

- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

5 広報・周知

- ホームページ等により、入館上限人数を設けることや、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などの来館を控えていただくよう周知する。
- 入口や館内の掲示及び館内放送等により、マスクを必ず着用することや手洗い・手指消毒の徹底等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る順守事項を、来館者に対し周知する。